

## PCB廃棄物の適正処理について

平成25年8月、小牧市内で電力用トランスから微量のPCBを含むトランス油の漏えい事故が発生しました。

保管事業者はメーカー聞き取りや自らPCB廃棄物に該当するかどうかを分析して判断することになっていますが、今回のケースでは分析が行われていなかったことによる対応の遅れがありました。

収集運搬業者の皆様方におかれましては、電力用トランスやコンデンサの処分の相談があった時に分析が行われていない場合は、PCB廃棄物として取り扱い適正に保管するとともに、県・政令市への届出について助言していただくようお願いします。

また、PCB濃度によって処分先が異なりますので、分析結果書がないものは引き取らないようお願いします。

なお、25年8月19日現在の微量PCB廃棄物の処分先は環境省ホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

加えて、PCB濃度が0.5mg/kg以下のPCB廃棄物を収集運搬する場合は、通常の産業廃棄物の許可で可能となりますので、念のため申し添えます。